



# 船場ホーム(法務)通信



※今回は、飲食店営業許可のローカルルールの違いについてご紹介します。

発行元: 新行政書士事務所

2014年7月

いつもお読みいただき、ありがとうございます。  
新行政書士事務所 所長の新です。  
暑くなってきましたね。6月は「反響塾」という

地域集客を大成功させる勉強会に参加しました。  
勉強の成果をみなさまにお伝えできるよう  
顔晴って(がんばって)いきます。

ローカルルールはやっぱり存在する？

大阪の風営法のお悩み・お困りごと@  
新行政書士事務所の新正伸です。

当事務所のお客様は大阪市内の方が  
ほとんどですが、時々、他府県のお客様  
をご紹介されることがあります。

今回は埼玉県でカフェを始めたいと  
いうご相談がありました。

さっそく、埼玉県の保健所に電話し  
て、必要書類などを確認しました。  
すると・・・

## 必要書類

- ・食品営業許可申請書
- ・営業の概要(平面図と案内図)
- ・食品衛生責任者の資格を証明するもの
- ・申請手数料

と説明を受けました。

しかし、食品衛生責任者の資格に関し  
て、大阪では申請時に資格がなくても、  
90日以内に「食品衛生責任者養成講習  
会」を受講させる旨の誓約書を提出すれ  
ばよいことになっていますが、埼玉県で  
は、許可証の受け取り時には講習会の修  
了証を提示してほしいとのことでした。

(食品衛生責任者は、栄養士、調理師、  
製菓衛生士などの有資格者が食品衛生  
責任者になりますが、食品衛生責任者養  
成講習会修了者も同様に責任者の資格  
があります。)

また、構造面においても、飲食店の場  
合、調理場に2層シンクと専用の手洗い  
設備が必要ですが、埼玉県の場合、客室  
にも手洗い設備が必要とのことでした。

その他、店舗責任者の検便の結果を提  
出しなければならなかったり、トイレの  
ロータンクは手洗いと認めていないな  
どハードルは高そうです。

埼玉県には行ったことがないのでわ  
かりませんが、比較的小んなに条件が厳  
しいと、飲食店さんは少ないんじゃない  
でしょうか? それとも大阪の基準が  
ゆるすぎなのでしょうか? と少し考  
えてしまいました。

当事務所では、初めてのご相談は無料  
でお伺いしていますので、お悩み、お困  
りのことがありましたら、お気軽にご相  
談ください

(電話 06・6245・8590)



新 正伸 (しん まさのぶ)

1965年3月25日 大阪府大阪市で  
4人兄弟の長男として生まれました。  
6月は有馬温泉に行ってきました!!

安田 峰子 (やすだ みねこ)

1982年9月7日生まれ  
6月は学校で行政法を勉強しました。

新行政書士事務所

大阪府中央区久太郎町 3-1-22

OSKビル306号

TEL: 06-6245-8590

取扱い業務

飲食店の営業許可、風俗営業許可、契約書作成、  
農地転用、会社設立、医療法人設立、帰化申請、  
在留資格(ビザ)に関する各種手続き など

